

チェックリスト

申請書類に添えて、提出願います。

**助成金名（コース名）：人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース
（建設分野）（女性専用作業員施設設置経費助成））計画届**

※雇用保険料率が1000分の18.5の中小建設事業主

※事業を実施しようとする原則2週間前までに提出

※ここに掲載したもの以外であっても、石川労働局が審査にあたって必要な書類の提出を求める場合があります。

事業所名【 _____ 】

チェック	申請様式番号 ・ 様式名	備考等
①	<input type="checkbox"/> 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野） （女性専用作業員施設設置経費助成）計画届（ 建作様式第2号の3 ）	
②	<input type="checkbox"/> 労働保険概算・増加概算・確定保険料申告書又は労働保険料等納入通知書の写し	
③	<input type="checkbox"/> 当該建設工事現場における建設工事を施工主から受注したことが分かる書類の写し	
④	<input type="checkbox"/> 作業員施設に関する図面、パンフレット、賃貸借契約書その他の書類の写し	
<input type="checkbox"/>	石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、 窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。	

【計画届に変更がある場合】

①	<input type="checkbox"/> 人材確保等支援助成金（作業員宿舎等設置助成コース（建設分野）に係る計画変更届（ 建作様式第2号の3 ）	
②	<input type="checkbox"/> 変更となる内容が確認できる書類の写し	
<input type="checkbox"/>	石川労働局（県内ハローワーク含む）では、支給申請書等の提出者が申請事業所の事業主、従業員等あるいは提出代理人（代行者）であるかを確認するため、 窓口で支給申請書等を提出していただく際は、「雇用関係助成金支給申請書等の提出者（手続き者）の確認について」により提出者本人の身分確認を実施しておりますので、ご協力をお願いします。	

≪届出書類の提出先・方法≫

- ・石川労働局職業安定部職業対策課に出来るだけ持参いただくか、簡易書留等の必ず配達記録が残る方法で提出してください。
※重要：到達日が受付日となります。

≪留意事項≫

- ・計画届の提出や支給申請時に審査に必要な書類が不足している場合は受付できませんので、必ず提出前に当該チェックリストでご確認ください。
- ・石川労働局に提出した書類については、助成金の支給が終了した後も5年間保管してください。また、石川労働局や会計検査院による実地検査が行われることがありますので、その際は書類の提出等にご協力いただくようお願いします。
- ・虚偽の申し立てがあった場合は、不正受給として処分され、処分の日から起算して5年間は、雇用関係助成金は支給されません。また、支給された助成金の返還に加え、延滞金及び返還を求めた額の2割に相当する額の合計額が請求されるとともに、原則事業主名等が公表されます。